

## 平成22年第6回にかほ市議会定例会会議録（第5号）

### 1、本日の出席議員（ 20 名 ）

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐 々 木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐 々 木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	16 番	加 藤 照 美
17 番	池 田 好 隆	18 番	佐 藤 元 昭
19 番	齋 藤 修 市	20 番	佐 藤 文 昭

### 1、本日の欠席議員（ な し ）

#### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 細 矢 宗 良 班 長 兼 副 主 幹 佐 藤 正 之  
副 主 幹 佐 々 木 孝 人

#### 1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	渡 辺 徹	総 務 部 長	齋 藤 隆 一
市 民 福 祉 部 長	木 内 利 雄	産 業 建 設 部 長	佐 藤 家 一
教 育 次 長	佐 藤 知 公	ガ ス 水 道 局 長	阿 部 誠 一
消 防 長	下 居 和 夫	会 計 管 理 者	森 鉄 也
総 務 部 総 務 課 長	阿 部 均	企 画 情 報 課 長	齋 藤 均
財 政 課 長	須 藤 金 悦	税 務 課 長	齋 藤 利 秀
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	須 田 一 治	市 民 課 長	竹 内 規 悦
生 活 環 境 課 長	須 藤 正 彦	健 康 推 進 課 長	鈴 木 令
子 育 て 長 寿 支 援 課 長	齋 藤 美 枝 子	農 林 水 産 課 長	金 子 勇 一 郎
教 育 委 員 会 総 務 課 長	長 谷 山 良	社 会 教 育 課 長	齋 藤 栄 八
代 表 監 査 委 員	佐 藤 正 行		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第5号

平成22年9月13日（月曜日）午前10時開議

- 第1 平成21年度決算審査意見書の訂正について
- 第2 議案第6号 継続費精算報告書の報告について
- 第3 報告第7号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第4 議案第56号 にかほ市で顕彰を授与することについて
- 第5 議案第57号 にかほ市で顕彰を授与することについて
- 第6 議案第58号 にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第59号 にかほ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第60号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第61号 市道路線の認定について
- 第10 議案第62号 平成21年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第63号 平成21年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第64号 平成22年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第65号 平成21年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第66号 平成21年度にかほ市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第67号 平成21年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第68号 平成21年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第69号 平成21年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第70号 平成21年度にかほ市ガス事業会計歳入歳出決算認定について
- 第19 議案第71号 平成21年度にかほ市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 第20 議案第72号 平成22年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）について
- 第21 議案第73号 平成22年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）について
- 第22 議案第74号 平成22年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第1号）について
- 第23 議案第75号 平成22年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 第24 議案第76号 平成22年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第25 議案第77号 平成21年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第26 議案第78号 平成22年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第1号）について
- 第27 議案第79号 平成22年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）について

- 第28 一般会計決算特別委員会の設置
- 第29 一般会計予算特別委員会の設置
- 第30 議案及び陳情の付託

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第5号に同じ

午前10時00分 開 議

議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。本日は、佐藤代表監査委員の出席をいただいておりますので御報告します。

また、4番佐々木弘志議員から早退届が提出されており、これを許可しております。

日程第1、平成21年度決算審査意見書の訂正についてを議題にします。

この決算審査意見書は8月26日に配付され、9月2日の本会議において報告されておりますが、9月8日に、にかほ市監査委員からにかほ市議会会議規則第19条第1項に基づき皆様に配付した資料のとおり訂正の申し出がありました。

代表監査委員から平成21年度決算審査意見書の訂正についての説明を求めます。佐藤代表監査委員。

【代表監査委員（佐藤正行君）登壇】

代表監査委員（佐藤正行君） おはようございます。さきに報告いたしました平成21年度決算審査意見書の訂正をお願いいたします。

お手元に正誤表がありますが、意見書の7ページの公共下水道関連の起債残高の訂正であります。市債年度末現在高に平成21年度公共下水道債3億7,950万円借入分が抜けておりましたので、申しわけございませんが訂正表のように訂正をお願いするところでございます。お手数かけますがよろしくをお願いいたします。

議長（佐藤文昭君） お諮りします。ただいま議題となっております平成21年度決算審査意見書の訂正について、これを承認することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、平成21年度決算審査意見書の訂正については承認することに決定しました。

また、念のため申し上げます。この後行われる議案質疑では、訂正後の決算審査意見書に対する

ものによります。なお、皆様には訂正用のシールを配付しておりますので、個々で対応して下さるようお願いいたします。

日程第2、報告第6号継続費精算報告書の報告について及び日程第3、報告第7号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告2件、日程第4、議案第56号にかほ市で顕彰を授与することについてから日程第27、議案第79号平成22年度にかほ市水道事業会計補正予算(第1号)についてまでの議案24件、計26件を一括議題とします。

これから質疑を行います。質疑には、自己の思いや意見を入れないようにしてください。

なお、発言は自席で行ってください。

始めに、報告第6号継続費精算報告書の報告について及び報告第7号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(佐藤文昭君) 質疑なしと認めます。これで報告第6号及び第7号の質疑を終わります。

次に、議案第56号にかほ市で顕彰を授与することについてから議案第61号市道路線の認定についてまでの6件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(佐藤文昭君) 質疑なしと認めます。これで議案第56号から議案第61号までの質疑を終わります。

次に、議案第62号平成21年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について、あわせて平成21年度決算審査意見書についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。5番竹内賢議員。

5番(竹内賢君) 6点にわたって質疑を行います。

最初に、14ページと279ページに関連してですが、歳入で不納欠損額が市民税1,865万円、国保税2,627万円というふうになっております。決算審査意見書で不納欠損の理由として、地方財法第18条第1項によるものが89.6%、同法第15条7によるものが10.4%と説明されております。15条7の第1項の1号から3号までそれぞれあるわけですが、該当する人数と額について伺います。

また、固定資産税の現年課税で不納欠損6万4,600円があります。不納欠損に至った理由について伺います。

63ページであります。雑入の自動販売機の電気料と販売手数料についてであります。自動販売機の電気料は154万3,633円と販売手数料は26万7,556円が、16の課や施設から雑入として納入されております。説明では、販売手数料が4施設(課)だけ、また象潟公民館では平成20年度と同じ2,760円というふうになっております。電気料について象潟B&G海洋センターは、平成21年度7万3,334円ですが、平成20年度にはありませんでした。さらに金浦公民館 - 金浦勤労青少年ホームからは電気料も手数料とも納入されておられません。

そこで伺いたいのは、自動販売機設置業者の決定や電気料、手数料がどのような仕組みで納入されているのか伺います。

三つ目は、147ページであります。環境衛生費のにかほ市地球環境温暖化対策地域協議会の補助

金についてであります。環境家計簿が各家庭に配付されております。対策協議会として家計簿の記入状況を実態把握する活動が行われているのかどうか。実行されている家庭はどのくらいなのか伺います。

それから 217 ページであります。教育委員会関係です。事務局費の報償費についてです。教育委員会評価委員報償費が、決算ではここ 3 万 6,000 円となっておりますが、決算は 6 万 8,340 円であります。事務報告では 2 回の開催です。当初予算は委員数 3 名、年 3 回開催の 3 万 6,000 円です。

そこで伺いたいのは、開催日と出席委員数、1 人当たりの報償額について説明を求めます。私も当初予算では 3 万 6,000 円でした。ところが補正を 1 号から 11 号まで何回も見てみたんですが、増額補正があった経過が見えませんでした。したがって、ここには書いてませんが、増額補正したのはいつなのかですね、3 万円の増額です。ここがちょっと不明でしたので何回も見たんですけどもありませんでしたので、もし私の見落としだとすればその辺についても伺います。

それから、にかほ市教育委員会評価委員会設置要綱があると思うんですが、この公布日時について伺います。

それから 239 ページの、ほかであります。資料がいただいております。仁賀保公民館等の耐震診断業務委託料についてであります。地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して仁賀保公民館など 7 施設に 2,122 万 8,000 円、その後、補正で減額が 406 万 9,000 円減額されています、の事業費で耐震診断を実施しております。各施設の耐震診断結果、資料をいただいておりますが特徴的なものがありましたら伺いたいと思います。全部、資料によりますと補強が必要というふうになっております。

あと、436 ページ、438 ページであります。性質別経費の状況について、これは決算審査意見書にもあります。平成 20 年度と比較して、人件費は 25 億 6,932 万円で 1 億 1,500 万円の減ですが、物件費に占める賃金は 3 億 4,100 万円で、9,691 万円の増です。投資的経費の人件費も平成 20 年度より 1,718 万円増となっております。人件費と物件費に占める賃金を見ると、実際の人件費の減少は 1,809 万円です。さらに委託事業の拡大による人件費等もあります。市民に十分な行政サービスが展開できる職員の確保と関連してどのように考えるのか伺いたいと思います。以上です。

議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

総務部長（齋藤隆一君） 始めに、市税と国保税の不納欠損についての御質問にお答えいたします。

御質問の地方財法第 15 条の 7 第 1 項の第 1 号から第 3 号に該当する人数と額でございますが、市税につきましては、第 1 号、滞納処分をすることができる財産がないときに該当するものが 1 人と 3 法人で 341 万 5,493 円でございます。第 2 号、滞納処分によって生活を著しく窮迫させる恐れがあるときに該当するものが 11 人で 12 万 841 円。第 3 号、所在財産ともに不明であるときに該当するものが 1 人で 5,000 円でございます。

国保税につきましては、第 1 号の該当者が 3 人で 19 万 3,112 円、第 2 号の該当者が 14 人で 83 万 1,340 円、第 3 号の該当者が 2 人で 9 万 5,700 円でございます。

また、固定資産税の減免課税分の不納欠損額 6 万 4,600 円につきましては、倒産した法人 3 社分

の固定資産税でございます。競売による配当がありませんし、今後の再開の見込みも全くないことから地方財法第 15 条の 7 第 5 項により即時欠損としたものでございます。

次に、63 ページから 71 ページにかけての自動販売機の電気料と販売手数料についてお答えをいたします。

御指摘のとおり、公共施設における自動販売機設置に係る歳入項目の区分については統一されていないのが現状でございます。大きく分けると、歳入の区分、方法には 2 つの種類がございます。一つ目は、自動販売機が設置される施設あるいは敷地の使用料については、にかほ市行政財産使用料徴収条例の定めるところによって算出した行政財産使用料に区分して、電気料については電気を使用する実費として雑入として徴収しているケース。二つ目は、設置業者側の使用料基準で協定が結ばれているケースでございます。販売量に対する割合で販売手数料を算出し、電気料については一つ目と同様に実費を雑入として徴収しているケースでございます。自動販売機設置時に得と判断されるほうを選択した結果だと思われま。そのほかに行政財産使用料の中に電気料を含めて徴収しているケースや、市が管理している県の施設に自動販売機を設置しているような場合は、財産使用料としての徴収は適切でないために販売手数料として雑入で徴収するしかないようなケースもでございます。

このようにさまざまな事務処理パターンがございまして非常にわかりづらいことから、今後は合併後制定のにかほ市行政財産使用料徴収条例、これに基づきまして算出できるものは使用料に区分をして、その他の電気料などの収入は雑入に区分をして、わかりやすいように順次見直しをしてみたいと思います。

次に、設置業者の決定でございますが、公募により設置業者を決定したものと業者側からのセールスと申しますか、申し込みにより許可決定されているものの 2 つのケースがございました。

次に、436 ページ、性質別状況に関連しまして十分な行政サービスが展開できる職員数についての御質問にお答えいたします。

第二次行財政改革大綱では、一般職職員については退職者数の 3 分の 1 程度の新規採用者数として事務事業に応じた適正な職員数にする。定員管理適正化計画を着実に進めて、平成 26 年度までに 43 人の縮減を目指す。国が策定している定員モデルや類似団体の職員数の状況などを参考にして、250 人から 260 人体制を目標とすることとしております。組織機構の簡素合理化、人材の育成、事務事業の効率化、民間委託等の活用など、大綱に掲げました改革を着実に実行しながら、行政コストを削減して行政サービスの維持向上を図ってまいりたいと考えております。

御指摘の物件費に占める賃金が増加している理由としては、平成 21 年度においては緊急雇用対策事業として実施した 1 億 420 万円余りの臨時職員賃金があったためでございます。臨時職員については、行政サービスの向上の観点から第一としまして事務量や事業量などを勘案しながら必要な部署に適宜配置してまいりたいと考えております。

また、投資的経費の人員費が増加している理由としましては、仁賀保中学校建設事業、まちづくり交付金事業、防災無線事業、それから緊急経済対策事業などによりまして建設事業費が増加したことによるものでございます。以上でございます。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） 私からは、三つ目の 147 ページ、にかほ市地球環境温暖化対策地域協議会補助金 30 万円についての御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、にかほ市地球温暖化対策地域協議会は昨年 7 月 6 日に設立されまして、市内 39 団体が協議会のメンバーとなっております。協議会の運営は、にかほ市からの補助金 30 万円をもとに地球温暖化防止対策に係る各種の事業を実施しております。平成 21 年度は初年度でありましたので、環境講座を 3 回開催しております。それから「2009 ストップ温暖化作戦秋田県大会」に参加されまして、この際是最優秀賞の受賞をいただきました。副賞として図書券 1 万円分をいただいておりますので、これは市の図書館の方に寄贈されております。それからレジ袋の削減、あるいはマイバッグ運動ののぼりの配付を行っております。そして最後の事業として環境家計簿の全戸配付を行ったところでございます。

御質問の家計簿の記入状況を実態把握する活動をされているか、また、実施されている家計はどれくらいかの御質問でございますが、協議会では現在のところは実態把握のための活動はいたしておりませんが、今年度の協議会 — この後開催されますが、その際にまたる話し合われるものと考えております。まずは「とても簡単、環境家計簿をつけてみましょう」をタイトルに各家庭への記入をお願いするとともに、配付の際に記入後は協議会事務局または市役所に届けていただくようお願いしておりますので、御理解賜るようお願いいたします。以上であります。

議長（佐藤文昭君） 答弁、教育次長。

教育次長（佐藤知公君） 11-2 の事務局費の報償費についてでありますけれども、さきの一般質問でもお答えしましたけれども、平成 21 年度の教育委員会評価委員会は評価委員 3 名の 3 回開催しております。事務報告書の主な行事関係の一覧表に教育委員会評価委員会の 2 回開催であります。事務の点検評価事業は事業決算後に総評を行い完成させることから、どうしても翌年に委員会を開催する必要が生ずることになります。点検評価年度内に 2 回、翌年度に 1 回の開催で、計 3 回の開催と報告しているものであります。

評価委員の報償支払い状況でありますけれども、出務 1 人 1 回 4,000 円で 3 回の 1 万 2,000 円、3 人で 3 万 6,000 円です。さきに説明しましたが、前年度の総評委員会を翌年度に開催する必要があることから、平成 21 年度決算については前年度評価委員会 1 回及び当年度委員会 2 回の計 3 回の報償費 3 万 6,000 円を支払ったものであります。

なお、にかほ市教育委員会評価委員会設置要綱の公布日は、平成 20 年 11 月 6 日に公布し施行しております。

それから 239 ページの 10-4-2、仁賀保公民館等の耐震診断業務委託料についてでありますけれども、各施設の耐震診断については国の — 竹内さんちょっと勘違いされている点があると思うんですけれども、国の安全ストック形成事業を活用して実施しております。

診断施設は — 教育委員会関連の診断施設は小出小学校や仁賀保公民館など 7 施設で、委託料の総額は 2,676 万 9,750 円です。学校施設の耐震診断の結果については市のホームページにも載せております。なお、学校施設及び社会教育施設の耐震診断結果一覧について、お手元に配付

している資料のとおりであります。

この結果を踏まえて、一般質問で鈴木議員の質問にもお答えしておりますけれども、耐震指標  
— IS値でありますけれども、IS値の低い施設より優先順位を定め、年次計画で耐震化工事を進めたいと考えております。以上であります。

議長（佐藤文昭君） 5番竹内賢議員。

5番（竹内賢君） 1点目は、自動販売機の関係は3つの内容でやられていると。そうすると、例えば私も金浦公民館、いわゆる青少年ホームに行くわけですが、あそこの自動販売機あったと思うんですよ。この場合は歳入の中に、項目の中に一つも出てないと、こういうことはどういうことなんでしょうかということが一つ。

それから条例に基づいて算出2回、見直しをしていきたいという話がされてきました。したがって、それはまず、私もやっぱり自己の意見とかは言われなんでしょうけれども、そういうことで今質疑を行ってましたので、意味から言うと。それはわかりました。

例えばですね、象潟公民館の場合は平成20年度も平成21年度も2,760円と、手数料が。同じだわけですよ。これは電気料に比較するとかなり何というか手数料が低いようにして見受けられます。どういう決め方をしているのかですね、その点について伺いたいと思います。金浦公民館のもの2つです。

それから環境衛生費の家計簿の関係です。これは簡単ですという言い方をされてますけれども、そんなに簡単ではないですね。やってみますと。これは日常的に気配りをしていかなければできないような内容で、例えばごみの搬出にしても大きいものは40リッターですか、小さいものは25リッターだと。そうすると、きょうは何ぼ出したと。で、同じ木曜日は何ぼ出したと。こういうふうにして毎日トータル的に書いていかなければならないとかというふうにしてあるわけですね。したがって私言うあれは、家計簿の記入状況、1年終わって月どうですかということじゃなくて、やっぱり大切な事業をやって、これからも大切な事業というふうにして皆さんも思っていると思いますので、中ほどに協議会の中で検討するということはやられる必要についてどう思いますかって、この1点だけです。

それから教育委員会の評価委員の報償費、私が経済、ここに書きました、これ違います、この評価委員ですね。3回のうち2回は当年度と、1回は翌年度と。実際は、ですからこれ今かけてませんよと。ところが予算執行というのは、これは単年度ですから平成21年度で出ているわけですね。この点についてはどういう解釈すればいいんでしょうか、会計法上ですね。その辺、もし私が不勉強だとすればあれですけども、監査委員の方から一言伺いたいと思います。

それから出席委員数は、毎回恐らく3回ずつ出ているというので3万6,000円というふうになっていると思うんです。その点についてはわかりました。

それから公民館の耐震診断です。私は公民館だけ、公民館というか教育施設で7施設というふうにして言いました。小学校とか中学校の学校については求めていません。したがって、私の資料の中では仁賀保公民館等の耐震診断業務については、私のここに書いてある、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用してということで財政課の方から出された資料の中で、財政課のものも含め

てですね、十何施設ですか、例えば象潟公会堂とか、あるいは象潟中学校の旧校舎とか、それから仁賀保庁舎でしたかな、あわせて10施設だったはずなんですよ。したがって、この2,122万8,000円、7施設、これは私何回も見てるんですけども、今、次長がおっしゃられたストック事業だと。この辺、やっぱり地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用しているんじゃないかと、じゃなくて、ストックですか、その資料は後ほどいただけますか。

それから前に戻ります。教育委員会の評価委員会報償費の当初予算、間違いなく3万6,000円なんですよ。したがって、決算は6万8,340円になって660円の不用額となっているんですね。したがって3万円の増額補正がどの時点でやられたか。1回目から11回目までの補正予算、私何回も見たんですよ。ここが不明でしたので、その点について伺いたいと思います。

議長（佐藤文昭君） 答弁、財政課長。

財政課長（須藤金悦君） 金浦公民館、象潟公民館の自動販売機についてのお尋ねにお答えいたします。どちらも教育財産ですけれども、財政課のほうでまとめとお話いたします。

金浦公民館の自動販売機の電気料、手数料とも納入されておりませんという質問ですけれども、これは13款使用料にまとめて決算されております。もう一つ象潟公民館、平成20年度、平成21年度2,760円、同額の決算ですけれども、これは雑入に計上されておりますが、内容としては行政財産使用料で条例に基づいて算出された使用料が誤って雑入に決算されているものでございます。算出に当たっては、行政財産使用料徴収条例の使用面積1平方メートル当たりの公有財産台帳価格に100分の5を乗じて得た額に、建物敷地の使用面積台帳価格の100分の1を乗じて得た額を加算した額、これで算出されているものでございます。以上です。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） 環境家計簿の質問についてお答えしたいと思います。

竹内議員のおっしゃるのもわかりますが、この家計簿の中にあります電気から都市ガス、あるいは灯油、水道、これらについては使用料が各家庭で購入した際にわかるかと思いますが、その購入されたものを毎月合計で記入していただくと。ただ、ごみについては袋ですのでちょっとそれを量的に出していただいて、それに排出係数を掛けて計算されないといけませんので、ちょっと難しい面もあるかと思いますが、貴重な御意見として、この後開催されます今年度の協議会のほうに検討されるように事務局からお話をさせていただきたいと考えております。以上です。

議長（佐藤文昭君） 答弁、代表監査委員。

代表監査委員（佐藤正行君） ただいま質疑ありました件について御報告いたします。

先ほど、答弁の話を聞いておりましたけども、会議は3回開催されていると。当年度の事業に対する会議は2回、前年度に対する結果確認が1回、計3回行われているということであれば、事業報告書には3回と書くのが正しい表現だと思います。以上です。

議長（佐藤文昭君） 答弁、教育次長。

教育次長（佐藤知公君） 最後の監査委員もお答えしておりますので、それからお答えしたいと思います。

事務報告書では2回と記載されて、決算のほうでは3回分3万6,000円というふうに書いており

ますけれども、事務報告書には前に説明しておりますけれども、当年度分の委員会は2回、それから前年度のまとめに関しては1回というふうな形で、実際に当年度行った回数2回を記載しております。前年度まとめでもって開いた委員会を記載しなければならないというふうなことになるれば3回と書くのが正しい書き方で、こちらのほうの勝手だと思えます。

それから、関連しまして報償費でありますけれども3万6,000円、この評価委員に対する報償費に関しましては3万6,000円だけの支払いになっております。竹内議員がおっしゃる6万何がしという数字に関しましては、その他の報償費になるかと思えますけれども、今、資料を持ち合わせておりませんのでお答えできません。

それから、耐震関係でありますけれども、ここに平成21年度各施設耐震診断委託費調書というのを手元を持っておりますけれども、これによりますと教育関係の補助金に関しましては2,676万9,750円というふうになっております。施設数については7施設となっております。以上であります。

議長（佐藤文昭君） 5番竹内賢議員。

5番（竹内賢君） 今、開いたところから言いますが、決算書の217ページであります。教育委員会の事務局費、教育総務費の事務局費ということで10-1-2であります。節から言うと8節の報償費、これが決算では6万8,340円になっているわけですよ。そうですね。それから平成21年度の会計予算でも最初のあれは、当初予算は3万6,000円ですね。したがって、補正をしなければ6万八千

— そして予算減額が6万9,000円なってるでしょう。これ、いつ補正したんですか。私は11回の予算補正全部見てみたんですけども見つけられなかったんですよ。3回見ました。補正をしないでですねやったのかですね、それが一つ。

それからもう一つは、日にち、私はこの質疑書に年間3回開催日って言ってますから、開催日が当年度2回と翌年度1回というふうにしてなっているようですが、そうすると、報償の支払いそのものが、実質はじゃあ年を越してやっとなら、年度を越してやっとならということになるわけですよ。じゃあ開催日がいつであって、報償費の支払いがいつなのか、これもやはりはっきりしていただいて、監査委員のほうからはさっきお話ありましたけども、自分の意見は言うことできませんけれども、その辺について翌年度に支払ったということであれば、当年度、例えば平成21年度予算が平成22年度に入って支払ったということについては、どういう何というか見解をお持ちですか。

それから、環境家計簿のほうです。1年に1回とか2回で見てですね、例えばごみの袋です。ごみの袋については環境家計簿が配られた後、2月の広報で大きいのが40リッター、小さいのは25リッターですね、こういうふうにしてこの環境情報で出ているわけですよ。私もずっと見つけられなかったんですよ。ただあの環境家計簿についてませんからね。したがって、環境家計簿が配布されてから、しばらく経ってからああいう情報が出されたという実態になっているわけですよ。したがってですね、各家庭で一人一人の市民の皆さんが環境について啓発されて、そして、いや、おらいの家で何たせばいいかと、少なくするためどうすればいいかと、こういうふうにしてつけるのが目的で、そして自発的に環境について考えていくことになると思うんですよ、実質的には。したがって、その辺を考えた場合にですね、今のようなやり方、例えばじゃあ広報で環境情報で年2回か3回ぐら

い啓発をしていくとか、そういうふうな実際に行動に結びついたことがこの事業をやる目的でないでしょうか。したがって、簡単にですね言ってもらうんじゃなくて、その辺をやればいいんじゃないかと、実際はやはり実行動に移されていくということが目的だと思いますので、その辺について簡単でいいですから。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） 環境家計簿の件についてお答えしたいと思います。現在、私市民福祉社と担当課長も昨年度この協議会のほうに1回も残念ながら参加しておりません。人事の関係で変更あって担当になったわけで、実際のところは把握されておりましたが、聞いておる段階では、この協議会のほうで環境家計簿をとりあえずまずやってみましょうという形で始まったようがあります。この後、今年度の協議会が開催される見込みとなっておりますので、先ほど申し上げましたとおり、竹内議員さんの御意見を貴重な御意見として事務局から協議会のほうに申し上げたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（佐藤文昭君） 答弁、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（長谷山良君） 教育委員会の評価委員の内容について説明します。

決算書の8節報償費については、予算については6万9,000円、その決算額が6万8,340円という内容です。そのうち、評価委員に報償費としては3人分の3万6,000円です。そのほかに教育委員会表彰記念品というようなものが3万2,340円あります。評価委員については、あくまでも3万6,000円です。

それから、平成21年度の会議の状況ですが、1回目、前年度分、平成21年7月30日、それから平成21年度の評価委員会が平成22年3月2日、それから3月30日、2回ということで、平成21年の報償費の支払い3回というようなことで3万6,000円となっております。以上です。

議長（佐藤文昭君） 教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（長谷山良君） 補正については、しておりません。流用等で対応しているものです。

議長（佐藤文昭君） 5番竹内賢議員。

5番（竹内賢君） 平成21年度は、この教育委員会に関する事務の点検評価については2回の2万4,000円の予算が、これは12月の補正で出されているんですよ。そして平成20年度の教育委員会に対する点検評価を行っているんです。その内容というか報告書を見ますと、2回開かれていますけれども決算書は1万2,000円です。決算は。したがって、この何ていうか、今回の場合は平成21年度については当年度2回開いたと。そうすると、3回分のうちの1回は不用額になるんじゃないんですか。それとも平成20年度の点検評価をやった際に平成21年度のじゃあ別の日に、ここに平成20年度の事務報告書に載っていない内容で、例えば7月とか、あるいは6月とか、そういうふうにしてやられていると。その辺についてちょっとわかりませんので、わかりやすい何というか日にちを追っているもの、それから支払いの状況、これを伺わなければちょっとわかりません。

議長（佐藤文昭君） 暫時休憩します。

午前10時49分 休 憩

午前10時51分 再 開

議長（佐藤文昭君） 会議を再開します。

答弁、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（長谷山良君） 報償費の内容ですけれども、評価委員の報償費については流用しておりません。あくまでも、その他この項目の中で表彰記念というようなこと項目出ておりますので、委員会のほうは当初から3万6,000円というようなことで、その分支払っております。先ほども言いましたけれども、あくまでも前年度分の1回、それから当年度分の2回というようなことで3回 ー。

議長（佐藤文昭君） ちょっと暫時休憩します。

午前10時52分 休 憩

午前10時54分 再 開

議長（佐藤文昭君） 会議を再開します。

5番竹内賢議員の質疑については、後日、本会議のほうでまた詳しく回答いただきたいと思います。

次に、12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 決算については4項目です。最初の15ページの不納欠損額、収入未済額がふえているわけですが、これは個人市民税と違ってかなり大きな額になっております。これについて、どう見ているかということについてお尋ねします。

それから、納めきれない市民について他会計との関係、当然重なっていくわけです。場合によっては公営住宅の駐車場料金まで及んでいるというようなこともありますので、その辺の関連も調査しながら徴収するように努力していると思いますので、そういうことを含めて必要な対策、これは一部一般質問等でもありましたけれども、簡単にお答え願いたいと思います。

次に、97ページの委託料で家屋全棟調査をするということで、これは確か臨時雇用の関係で調査を進めることになっていたと思うんですが、恐らくまだ進行途中なのかなというふうに思うんですが、現在までの状況についてわかる範囲で進行状況を含め、あるいは内容についても一部わかるものがあったら答弁をしてもらいたいと思います。

それから113ページの防犯灯の光源切りかえということで、「光源切替」というふうになっておりますので、これは省エネ対策の一環として位置づけてやっているのか ー ということを含めて内容と、それからもし光源切りかえが省エネ関係であれば、現在までの切りかえの実績とえばいいですか、あるいは今後の計画の中の位置づけ、そういうものについてお尋ねします。

最後に、117 ページですが、ほかほか入浴事業補助金額、これはスタートした時点では50万円の予算と、決算ということでしたが、少しずつ波があつて減っているようです。平成19年は36万円台、平成20年度では42万円とちょっと上がったり、そして今の決算で38万2,320円というふうになっていますので、この算定の基準等についてお尋ねします。以上4点です。

議長（佐藤文昭君） 続けて質疑お願いします。

12番（村上次郎君） 意見書についてもですか — じゃあ、先ほどの同僚議員の質問もあつて少しわかりましたけれども、不納欠損額の地方税法による理由別が幾つか説明されましたけれども、18条の関係ですか、その点についても若干もう少し詳しく説明をしてもらえればと。

それからもう一つは、報告の中に、意見書の中に会計課の振込通知書の廃止で負担軽減、節減を図ったということがありましたが、それはどういう経過でそういう措置がとられてきたのか、あるいは監査委員等との進言と言えればいいですか、情報交換と言えればいいですか、そういうことを含めてなのかどうかということと、ほかの部署でもできそうだという意見書にありましたけれども、見直しなどについても感触で結構ですが、もしありましたらお願いします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、佐藤代表監査委員。

代表監査委員（佐藤正行君） 村上議員の決算審査意見についての質問にお答えいたします。

不納欠損額の理由別内訳については、非常にあいまいにお話すると誤解を招くような内容になってますので大変申し訳ございませんが、税法等を詳しく説明いただくということで、担当課のほうから説明をさせていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

総務部長（齋藤隆一君） それでは初めに、固定資産税の不納欠損額、収入未済額がふえているとの御指摘についてでございます。平成20年度の決算と比較をしますと、不納欠損額については現年度課税分、あるいは滞納繰越分とも、わずかではございますけれども減少しているのですけれども、収入未済額は現年課税分が若干減少しているものの滞納繰越分が御指摘のとおり大きくふえております。固定資産税の収納率、これが前年より下がっている要因としましては、リーマンショック以来の厳しい経済状況の影響を受けまして、法人の倒産による大口の滞納が発生したことと個人の所得も大きく減少していることなどが主たる理由と考えております。

また、固定資産の所有と担税力が必ずしも一致しないということも要因の一つではないかと思っております。例えば、先代や配偶者などから受け継いだ資産はあるけれども、現在の所得、あるいは年金では固定資産税の負担が難しいというような場合、あるいは失業などによって所得が大きく減少したときには、住民税の場合は所得に比例しますけれども固定資産税は変わらないなどの事情があるように思われます。さらには個人の納税意識の変化、これも要因の一つと考えております。

他会計の滞納者との関連でございますが、国保税やガス・水道料金等の滞納者と固定資産税を含む市税の滞納者は、ほとんど同一というのが実情でございます。

今後ともこれまで以上にきめ細やかな納税相談を実施してまいりますし、適正な執行停止処分の実施、あるいは悪質な滞納者には差し押さえなどの滞納処分を実施するなど、未納額の減少に努めてまいりたいと思っております。

次に、97 ページの家屋全棟調査準備業務委託料についてでございます。この準備調査は家屋の現地確認を円滑に行うための索引簿の作成、あるいは建物図面、配置図などの資料を作成する業務でございまして、この準備業務は平成 21 年度に完成しております。今年度は準備調査で作成しました資料に基づきまして、現地において家屋全棟調査を実施しているところでございます。進捗状況は約 50%となっております。象潟地域がほぼ完了し、現在は仁賀保地域の調査を行っております。完成は 12 月末となる見込みでございます。

次は、決算審査意見書に関連をいたしまして、不納欠損額の理由別内訳についての御質問にお答えをいたします。地方税法では不納欠損できる場合を、一つには第 18 条第 1 項に定める消滅事項による欠損、二つ目には第 15 条の 7 第 4 項に定める滞納処分の執行停止が 3 年経過した場合の欠損、三つ目には第 15 条の 7 第 5 項に定める滞納処分の執行が停止されているもので、財産や資力がなくて徴収できないことが明らかな場合の欠損、この三つの場合と定めております。平成 21 年度決算における市税の不納欠損の理由としましては、地方税法第 18 条第 1 項地方税の消滅事項によるものが 432 人と 4 法人で、欠損額が 1,511 万 2,388 円となっております。地方税法第 15 条の 7 第 4 項滞納処分の執行停止が 3 年間経過した場合の消滅によるものが 11 人で欠損額が 12 万 5,841 円、地方税法第 15 条の 7 第 5 項滞納処分の執行が停止されているもので財産や資力がなく徴収できないことが明らかな場合の消滅によるものが 1 人と 3 法人で欠損額が 341 万 5,493 円となっております。国保税につきましては第 18 条第 1 項による欠損額が 208 人で 2,514 万 8,874 円、第 15 条の 7 第 4 項によるものが 19 人で 112 万 152 円となっております。

なお、第 15 条の 7 の第 1 項の滞納処分の執行停止の要件に該当するものの内訳につきましては、先ほど 5 番議員にお答えしたとおりでございます。以上でございます。

議長（佐藤文昭君） 質疑の途中ですけれども、所用のため 11 時 15 分まで休憩とします。

午前11時07分 休憩

午前11時15分 再開

議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁、市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） 市民福祉部関係の二つの御質問にお答えいたします。

初めに 113 ページの 13 節委託料 6 万 6,000 円の御質問でございますが、これにつきましては象潟地域の防犯灯 184 基でございますが、これにつきましては毎年冬が来る前にオレンジ色のナトリウム灯に、あたたかみと光が通るということから毎年切りかえしてあるものでございまして、また春には水銀灯に切りかえして直すものでございます。そのための 2 回分の委託料 6 万 6,000 円でございます。電力の消費量は同じでありまして、残念ながら省エネ対策にはつながってはいけません。

次に 117 ページ、19 節のほかほか入浴事業補助金 38 万 2,320 円についてでございますが、毎月第 2・第 4 木曜日をにかほ市ではほかほか入浴日と定めまして、70 歳以上の高齢者の入浴を無料に

しております。市の管理以外の民間入浴施設神の湯につきましては、平成 18 年度 50 万円の当初補助でこの事業の協力を得てきてございます。ただしその後、財政的な市の補助金等の見直しなどがございまして、平成 19 年度と平成 20 年度につきましては利用者実績による一人当たり 400 円で算定した補助金としてございます。さらに平成 21 年度は実績の入湯料 360 円で算定した補助金としておるものでございます。ただし、神の湯の利用入浴者は平成 20 年度 1,059 人、平成 21 年度は 1,062 人で、ほぼ同数となっております。以上でございます。

議長（佐藤文昭君） 答弁、会計管理者。

会計管理者（森鉄也君） それでは、私のほうから決算審査意見書に対する御質問にお答えいたします。

会計課の振込通知書の廃止についての経過、それから他部署での同様にできそうな見通しということでございますが、初めに、先ほどの御質問で監査委員からの進言等あったのかということですが、これはあくまでも内部的な業務改善ということで検討して実施されたものでございます。

廃止に至る経過でございますけれども、振込通知書は合併前の旧象潟町、旧仁賀保町で発送しておりました。合併後もこれらの経緯から実施したものでございます。口座振り込み払いの債権者のみの対応ということになりますが、あらかじめ債権者として登録いただいた口座振替処理の債権者、会社、商店、個人などでございますが、振込口座への振り込み内容をお知らせするためのものでございまして、入金日の 2 日から 4 日前に発送しておりました。当初、導入したメリットでございますが、債権者側としては事前に入金日、あるいは入金口座、入金内容が確認できますし、同一債権者に対して同じ日に複数の課から、あるいは複数の入金があっても、債権者から見ればそれぞれの件について入金確認ができるということの、そういう役割を果たしていたと考えております。一方でこのようなメリットはございますが、維持していくために導入時にはあまり問題視されなかった経費の負担が大きいことも問題点として浮上いたしました。平成 19 年度の場合、3 万 2,000 通で試算しますと 188 万 5,600 円というようなコストになるわけですが、1 通当たり 58.925 円ということのコストになってございました。あと、そのほかの問題点としては、賃金なども含めまして個人への支払い、あるいは税などの過誤納金の還付、高額療養費や市からの補助助成金などの支払いに際しましては、対象の方々に事前に支払内容、あるいは支払方法など各所管課からも通知、連絡がなされている場合が多く、二重通知ということも考えられるということで、それらも非常に大きな要因でございました。それとあわせて、県内の各市においてもこれまで実施していない、あるいは合併前、あるいは合併後、合併後に廃止など実施していない市が 12 市中 9 市、にかほ市を除きますが、その他の市についても廃止に向けて検討中だったというようなこともあったようでございます。年間 200 万円もの経費をかけて継続すべきものか、他の優先度の高いサービスへ金額配分することも選択肢ではないかというような問題点もあったようでございます。これらのことから各課との協議、あるいは総合的な検討を重ねてまいりまして、振込通知書を廃止する代替措置として指定金融機関の協力も得ながら各債権者の通帳に振込先を確認できるように、新たに担当課名を印字するという方法にいたしまして、これによりまして入金情報の提供がある程度できるということで、先ほど申しました各個人に説明の必要な、入金情報の特に必要な場合は各所管課で現在も対応して

いるということもございますので、廃止は可能ということで昨年5月から廃止したものでございます。また、廃止に当たってのPRとしては、廃止の2カ月前から各債権者に振込通知書中に廃止する旨を印字して事前に通知しております。また、市広報にも2回ほど掲載してございます。利用者への皆様への周知とともに御理解と御協力をお願いしたところでございます。以上が廃止に至る経過でございます。

それから、二つ目の他部署での同様にできそうな見通しというようなことでございますが、振込通知書に類するものにつきましては、先ほど申しました特に支払内容をお知らせするようなものは現在も行ってありますし、あと財務規則で定める税などの過誤納金の還付、あるいは過誤納金の充当にかかわる振り込み、福祉医療費関係、高額療養費の振り込みなどに際しても、それぞれ対象者への説明も伴うということで、今後もこれらは継続することとしてございますので、振込通知書に類するものにつきましては、お尋ねの他部署での同様の廃止可能なものはないと考えてございます。

また、行政全般にかかわる事務事業につきましては、事務事業評価の――ただいま事務事業の洗い出し作業を行ってございます。これらの評価結果によって効果、あるいは必要性、継続性の薄いものなど個別ごとに業務改善の検討が行われることになると考えてございますので、現時点ではまだ把握できていない状況と考えてございます。以上でございます。

議長（佐藤文昭君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 幾つか質問します。一つ目の固定資産税の関係ですが、どう見ているかということについては、先ほどの総務部長の見方というのは私も市民の中から切実な声を聞いておりますし、そのとおりだというふうに思います。現職時代、一定の収入があれば固定資産税もそんなに負担感なく納付できたものが、いざ仕事がなくなるということになると、すごく重い負担になるということです。そこで、固定資産税についての減免、これを実施したものがどうかというのをひとつ聞きます。

次に、入浴事業の補助金ですが、前々年度、利用者1人につき400円を360円に下げたということについての該当の入浴施設側との協議等のようなものだったかと、納得せざるを得なくて進めているというふうなことだと思うんですが、その点についてもお尋ねします。

三つ目の不納欠損額関係なんですけど、18条の第1項がかなり人数も多いわけですが、本来18条の1項でいくと5年間徴収権を行使しないということで消滅というふうになるわけなんですけど、純粹にと言えいいですか全く5年間行使しないでこれだけの人数なのかどうかということはちょっと疑問があるので、その点にお尋ねします。というのは、例えば督促状を発行する、あるいは納付誓約書の提出を求めるとか、あるいは分割納付、こういうことのいろいろな手続きをすると、その時点で一たん時効中断があるわけです。時効中断するとまた別の問題になっていくと思うので、その18条の1項で純粹にそうになっているのかどうかということについてお尋ねします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、税務課長。

税務課長（齋藤利秀君） 固定資産税の減免でございますが、きょねん、そしてことしと、今、件数はこの手元に持っていませんが数件ございます。ほかの国保税等の申請あったときに一緒に固定資産税もということで一緒に検討して、同時に申請書を出してもらったりしております。

それから、時効についてですけれども、催告書では時効はとまりません。差し押さえ、あるいは交付要求、これらをしないと時効はとまりませんので、約束はするわけですがそれが約束守られなかったと、そういうもので5年を過ぎたものが多くあると、そういう状態でございます。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） ほかほか入浴事業の補助金についての御質問にお答えいたします。実際、補助金を出してございますのは、民間入浴施設の神の湯1件でございますが、これにつきましては実際の入湯料、これが360円でございますので、この入湯料を市のほうで補助させていただきますので御協力をいただきたいということで御理解をいただいております。

議長（佐藤文昭君） 次に、2番鈴木敏男議員。

2番（鈴木敏男君） 鈴木でございます。私は地方公共団体の会計、いわゆる決算を拝見させてもらったのは初めてでございます。したがって、戸惑いもやりましたけれども、今回は3点について質問させていただきます。

一つは決算書の13ページでございますが、ここにありますとおり平成21年度の当市の歳入が約176億6,100万円ですね。一方、歳出でございますが、約163億7,900万円ということで、差し引きの3億8,000万円が黒字だと。ただし、翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費、あるいは自己繰越があって、実質の収支額が約3億3,000万円ということで出されております。一般の企業からしますと黒字ということで大変喜ばしいことだというふうには思いますが、地方公共団体としてこの金額、おおよそ3億3,000万円、この金額をどのように評価をされているのか初めに伺いたいと思います。きょねんの決算も広報から拝見させてもらいますと3億5,000万円ということで、大体似通った数字でございますが、この黒字をどのように評価されるのか初めにお伺いします。

それから、決算書の17ページでございますが、ここに収入の未済額が市民税のほか固定資産税など幾つかあり得ます。載っております。その収納率が低く、中でも1款の5つというのかな  
— に特別土地保税というものがあります。さきの説明では、現在はこれにかかわる土地はないんだというような説明がされましたけれども、この決算額がゼロであります。予算を見ますと2,000円ということになっていますから、一応収納するというふうな気持ちはあったと思うんですけれども、さてこの土地というのはどういう土地であり、どうして収納できないのか第2点目にお伺いしたいと思います。

それから、第3点目でございますが、決算監査意見書の中に次のような文言がございます。「収納体制については、収納対策推進本部、収納対策推進委員会を組織し、未収金対策を行っている。収納対策推進委員会では、年度始めに市税などの徴収体制の見直しを行い、収納強化月間等を定め活動している。しかしながら、収納対策推進本部は、年度始めに会議が1回開催されたただけであり」

— 先ほどからいろいろ話ございましたけれども、「滞納額の増加、あるいは不納欠損の状況、社会情勢等をかんがみれば、年1回の会議開催では十分かを検討するよう提案する。」というふうに意見を付されております。この提案にどのように回答をなさるのか、大きく分けましてこの3点についてお伺いをいたします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

総務部長（齋藤隆一君） お答えをいたします。

始めに、3億8,177万3,209円の黒字決算の評価についてでございます。前年度繰越金を評価する場合の指標といたしまして決算書276ページに掲載しております実質収支額から判断をする実施収支比率というものがございます。実質収支は地方公共団体の財政運営が適切かどうかを判断する重要なポイントではありますが、黒字の額が多いほどよいというものではなくて、適度の余剰金といたしまして後年度の財政調整の範囲内に求められるものでございまして、標準財政規模の3%から5%程度が望ましいとされているところでございます。平成21年度における実質収支比率は3.7%でございますので、適正な数値であると判断をいたしております。

次に、特別土地保有税の収納率についてお答えいたします。特別土地保有税は土地の登記的取引の抑制と有効利用の促進を目的とする政策税制としまして、一定規模以上の土地の取得と保有、遊休土地に対して課税するものでございまして、昭和48年に創設された市町村税でございます。

なお、平成15年度以降は、これも国の政策によって課税停止となっております。

決算書にあります98万7,800円の滞納額は、倒産をしました市外の法人が所有する土地に対して課された特別土地保有税が滞納となっているものでございまして、その土地につきましては現在、差し押さえの処分をいたしております。現在、倒産した当時の代表者と交渉を進めているところでございまして、進展が望めないような場合には公売等も考えてまいりたいと考えております。

続いて、監査意見書でございます。収納対策推進本部の活動についてでございます。現在は収納対策推進本部と収納対策推進委員会の合同の会議を年1回、4月に開催をいたしまして、年間の活動方針や重点目標などを決定しております。それを受ける形で収納対策推進委員会と徴収取扱担当者による連絡会議を年2回、5月と11月に開催をしまして収納活動を円滑適正に進めるために活動方針や目標、問題点などの情報の共有化などを図っております。そのほかには年4回の収納強化月間にあわせて徴収取扱担当者による徴収会議を開催しまして意見交換や情報の交換などを行いながら徴収率の向上を目指してきてところでございますが、それでも滞納額の増加、あるいは不納欠損の状況など一向に歯どめがかからないことから、監査委員として会議のあり方を検証するように指摘があったわけでございますので、これは厳粛に受けとめまして反省をしなければならぬと思っております。今後は本部会議を収納強化月間ごとに開催するなど、収納対策推進本部を核として関係各課収納担当者などが連携を密にしながら収納率の強化と向上に努めてまいりたいと考えております。監査委員への回答としましては、このようなこととなります。以上でございます。

議長（佐藤文昭君） 2番鈴木敏男議員。

2番（鈴木敏男君） ありがとうございます。私は黒字というのは決して悪いことではないし、そういう比率から見て妥当だということであればよかったなというふうに思います。ただ私ども、例えば何かあったときに、こういうこれこれそのお願いできないかというふうに伺ったりすると、常套的な言葉として予算がないよというようなことがよく言われるわけです。ですから、これは最終的にはならないと黒字になるか赤字になるか、これはわからないわけでありましてけれども、一度途中であってもですね、やはりそういうふうなことを必要だとすれば、補正を組んだりして何とかやっていただきたいもんだというふうな思いもあって、この黒字決算についての評価を伺ったと

ころであります。

それから、二つ目の未収の関係でございますが、大体経緯等々はわかりました。そうすれば、これは平成 23 年度にもこの未収ということかなー 計上されていけますか。

それから、三つ目については、いろいろやっていかれるというふうな話を聞きましたので、何とかそういうことでやっていただきたいというふうに思います。市の歳入の約 2 割近くは市税でございますから、そしてその市税が滞納になったり、あるいは欠損額で処理されたりということになりますと、市民の中でも不平等感が当然発生するわけでございますから、どうかひとつ今後とも税の収納に当たっては計画を組んで収納に努めていただけますようお願いいたします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

総務部長（齋藤隆一君） 特別土地保有税の収入未済額の関係だけお答えをします。収入未済額として 98 万 7,800 円、平成 21 年度の決算として打ちましたので、当然にこれは平成 22 年度会計に引き継がれるものでございます。今、平成 22 年度、これを解決すべく今、担当課が頑張っているわけですが、平成 22 年度も解決ができない場合には、これは同じようにして平成 23 年度に引き継いでいくと。いつまでも引きずっていくわけにもいかないもんですから、これ以上進展が望めないなという具合にしてもし担当が判断すれば、その時点で先ほど申し上げましたように公売等の手続きを行いたいと思っております。以上です。

議長（佐藤文昭君） ここでさっきの 5 番竹内賢議員の質疑に対する答弁を教育次長。

教育次長（佐藤知公君） 竹内議員の質問に関しまして大変不手際がありまして申し訳ありませんでした。ここで整理しましてお答えいたしたいと思っております。

事務報告書に関しましては、2 回というふうに記載しましたけれども、実際に平成 20 年度のまとめ 1 回分、1 回をやっておりますので、事務報告書には当然 3 回というふうに記載されるべきであったと思います。これについては今後気をつけたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

予算に関しまして、決算の予算額に関しましては 6 万 9,000 円というふうになっております。これに関しましては、評価委員の委員の報酬に関しまして当初 3 万 6,000 円を挙げております。途中、平成 22 年 2 月 10 日、それから 3 月 5 日、3 月 29 日、教育委員会の表彰ということで子供たちに対する表彰でありますけれども、これに対して 3 万 3,000 円の目内流用を印刷費のほうから 3 回行っております。以上が予算と事務報告書に関する整理した答弁であります。よろしく申し上げます。

議長（佐藤文昭君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第 62 号の質疑を終わります。

次に、議案第 63 号平成 21 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。5 番竹内賢議員。

5 番（竹内賢君） 308 ページであります。9-1-1 財政調整基金積立金についてです。当初予算では 1,000 円の存置項目になっております。ことしの 3 月定例会で補正 4 号で 38 万 5,000 円のその他財源からとして増額補正をしております。3 月の定例会ですから一定の歳入歳出についてのめどが立

っているはずで、ところが決算では38万6,000円が不用額として計上されています。実質収支額等を見ても、平成21年度は3億9,330万円、平成20年度が3億7,642万円で、平成21年度1,688万円の増になっております。不用額とした理由と、にかほ市の国保の財政調整基金の適正額、これについて簡単に、前段を省いてここだけについて、これとこれだというふうにして答弁をお願いします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） 308ページの国保の財政調整基金積立金38万6,000円を不用額とした理由でございますが、決算書の293ページの一番下、備考欄に記載されてございますが、9款1項1目1節財政調整基金利子38万5,290円の歳入がございました。これを財政調整基金積立金といたしまして歳入にあわせる形で歳出に3月補正をいたしました。平成20年度から始まった特定健診、特定保健指導の影響で、保健事業の一般財源支出が大きくなっているために基金利子についての補正はいたしました。保健事業に充当することにしたものでございますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、財政調整積立金の適正額についてでございますが、国保財政の運営上、一般的に財政調整基金の適正額は、過去3年間の保険給付費の年平均額の5%とされてきましたが、平成12年度から介護納付金、平成20年度から老人保健拠出金の廃止によりまして、後期高齢者支援金の創設と支出項目も変わってきております。現在は厚生労働省からの通達では、保険者規模に応じた適正な額を積み立てることにはなっておりますが、明確な算定方法などは示されてございません。このため、過去の例で算定し、保険給付費、後期高齢者支援金、老人保健拠出金、介護納付金のすべての3カ年の平均年額の5%とした場合に、にかほ市では1億2,634万6,452円となります。現在の国保財政調整基金のにかほ市の積立額は1億4,270万円でございますので、適正な金額を保有しているものと考えてございます。以上であります。

議長（佐藤文昭君） 5番竹内賢議員。

5番（竹内賢君） 簡単に伺いますが、3月定例会の際に、一年大体終わるときの金額ですねー金額というか、例えば保険給付についてもわかるじゃないですか。それがわざわざ3月定例会に増額補正をして、そしていわゆる不用額としたと。このあたりについて、そんなにあのー例えば平成21年度は平成20年度について多く給付費がかかると、療養費とか、そういうふうにして、それを見ていたんですか。確かに今おっしゃられますと1億2,600万円に対して1億4,270万円ということで積立金は適正額に今言われるとおりですけれども、そういうあれですか。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） お答えいたします。

確かに3月補正で利子については歳出の補正を基金積立にするというような形で補正をさせていただきましたが、にかほ市の国民健康保険財政調整基金条例、これがございまして、この条例の中にも第4条に運用益の処理という形で保健事業に要する経費に充てる場合はこの限りでないというような規定がございまして、大変申し訳ございませんがそういう意味合いから保健事業の経費が膨らんでおるとい実情で充当させていただいたものでございますので、御理解を賜りたいと思

ます。

議長（佐藤文昭君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第 63 号の質疑を終わります。

次に、議案第 64 号平成 21 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定についてから議案第 71 号平成 21 年度にかほ市水道事業会計歳入歳出決算認定についてまで、8 件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第 64 号から議案第 71 号の質疑を終わります。

次に、議案第 72 号平成 22 年度にかほ市一般会計補正予算（第 3 号）についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。5 番竹内賢議員。

5 番（竹内賢君） 36 ページの 10-2-1 学校管理費の工事請負費についてです。実施計画書が年度当初に出された、3 月定例会に出されたときには、院内小学校の体育館と小出小学校の体育館を 1,323 万円で耐震補強工事をする計画になっていました。それから、学校別耐震診断状況でも両小学校の体育館は平成 22 年の耐震化となっております。当初予算では院内小学校耐震補強工事として 1,323 万円、そして補正 1 号で小出小学校の体育館耐震補強工事実施設計委託料として 42 万円、今回は院内小学校体育館耐震補強工事費から 514 万 5,000 円を減額して、そして小出小学校体育館耐震補強工事費として 514 万 5,000 円という振りかえになっています。当初予算で安心・安全まちづくり交付金としては国庫補助金として 882 万円、これは両小学校の体育館だと思います。当初予算の 1,323 万円は両小学校体育館の耐震補強工事の予算であったのかどうか、それから、今回の補正は小出小学校の体育館の耐震補強工事が国から認められたというような予算説明に私は受け取りましたが、経過についてわかりやすく説明をお願いします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、教育次長。

教育次長（佐藤知公君） 私のほうからお答えいたします。

実施計画書、平成 22 年度から平成 24 年度までの計画書でありますけれども、これは 2 月に作成しております。その時点では院内小学校の耐震結果及び概算工事費 1,323 万円が算出されておりましたので、その工事費を実施計画書に記載しております。小出小学校の耐震診断については、診断調査委託が平成 22 年 3 月まででしたので、診断結果及び概算工事費も出ておりませんでした。おおむね耐震補強は必要との見解から、実施計画書に記載すべきか検討して、事業内容にのみ記載してしまつたものです。誤記載であります。お詫び申し上げます。したがって、平成 22 年当初予算では、概算工事費のとおり院内小学校体育館耐震工事費 1,323 万円を計上したものです。財源の国庫補助も 3 分の 2 でありまして、882 万円を計上しております。

小出小学校の耐震化については、診断結果をもとに国に事業を要望するとともに、補正 1 号にて委託費 42 万円を予算化、実施設計を委託しております工事費は 514 万 5,000 円と算出されましたので、今回、工事費の補正額として 514 万 5,000 円を計上しております。

院内小学校の工事については、最終的に704万4,450円で工事が完成しました。国庫補助事業としては院内小学校と小出小学校の2校分が1つの補助事業になることから、小出小学校耐震化工事が完成した後に歳入歳出の精算及び補正を行います。

小出小学校の耐震化事業が国の認可を受けた経緯ですが、平成22年3月の耐震診断結果を受け、国に事業の要望をしてきましたが、国の経済対策により事業の前倒し促進が図られ、6月に内報があり、7月に内定がありましたので、今回補正をお願いするものであります。

小出小学校の体育館耐震工事を年度内に完成させることにより、にかほ市全校の体育館は耐震化が完了することとなります。以上です。

議長（佐藤文昭君） 5番竹内賢議員。

5番（竹内賢君） そうすると、予算書に当初予算で1,323万円、院内小学校の体育館の補強工事ということで、そうすると今の院内小学校の体育館が結果的に工事費は704万4,450円でできたんだと。そうすると、1,323万円の根拠というのはどこからきたんですか。

議長（佐藤文昭君） 答弁、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（長谷山良君） 1,300万円については、診断時の概算金額であります。それ以降、実施設計に基づいて進められてきたということであります。

議長（佐藤文昭君） 5番竹内賢議員。

5番（竹内賢君） 診断時の概算だと。そうすると、約倍だわけですよね。そういう内容のあれですか、概算の計算内容だったんですか。

議長（佐藤文昭君） 答弁、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（長谷山良君） 診断時の概算内容は ー 倍というような形になっておりますけれども、そのとおりに数字が算出されております。

議長（佐藤文昭君） 昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午後12時00分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 一般会計補正予算について4点聞きたいと思います。

一つ目は16ページの企画費なんですが、地上デジタル関係というふうに説明がありましたけれども、気になるのはテレビ難民が出ないかどうかということですので、今回の補正予算でほぼできるのか、あるいはまだ特定の場所、あるいは調査不足のところなどが残っているかどうか、その点についてお尋ねします。

二つ目、17ページですが、過誤納金還付金の過誤の原因など聞きましたけれども、今回初めてということで、何か新聞報道等によれば、その後、他の市でもこういう事例があるというふうに出て

おります。今回初めての異議申し立てだったのか、あるいはちょっとあったのに見過ごしてしまったかというようなこともちょっと気になりますので、その点についてと、還付金の地域とえばいいですか、そういう点についてお尋ねします。

三つ目は 23 ページ、19 節ですが、地域医療再来受付システムで、説明でわかったような感じはしますけれども、どこに設置して、どういう形になるのか、もうちょっとイメージが膨らむような説明をしてもらいたいというふうに思います。

それから 34 ページ、委託料ですが、J - A L E R T の予算、これは前に - きよねん - ことし 2 月、確か 40 万円程度の予算があったというふうに思うんですが、今回金額は少ないわけですが、どういうふうな経緯で必要なのかという点についてお尋ねします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

総務部長（齋藤隆一君） お答えをいたします。

初めに、16 ページ、テレビ共聴組合デジタル改修事業費等補助金についてでございます。今回の補正予算は、議案説明で申し上げましたとおり川袋、舟岡、大竹の 3 地域の難視聴解消対策事業に対する補助金でございますけれども、残念ながらこれで市内の難視聴がすべて解消するわけではありません。これまで象潟沿岸部の 2,700 世帯をカバーする象潟中継局と本郷、横岡、小砂川、東畑、上小国の 5 地域でアナログ共聴施設から地デジ対応共聴施設への移行改修が完了しておりますけれども、水沢、院内、桂坂横森の 3 地域につきましては、来年の 7 月 24 日に間に合うように、それぞれの受信施設組合と協議を進めているところでございます。また、地デジ化によって新たな難視聴地域も出てきておりますことから、総務省が開設しておりますデジサポ秋田、これなどと連携を図りながら、市広報で地デジ化移行の推進と受信状況の情報提供を呼びかけているところでございます。見えない電波だけに、すべての地域、家庭で良好な状態で地デジ放送が視聴できるかの把握は難しいところでございますけれども、地デジ移行に伴う混乱を最小限にとどめるために新たな難視聴地域の洗い出しと対策に取り組んでいるところでございます。

次に、17 ページ、過年度過誤納金還付金についての御質問にお答えをいたします。今回の保安林への誤課税の原因は、林務・税務の担当者間で保安林指定に伴う連絡がうまく行われなかったことによるものでございます。保安林に指定されますと県知事から市町村長に対して通知がありますが、この通知は森林法に規定されているものでございまして、県の林務担当課から市町村の林務担当課に対して行われます。この通知の一部が税務課に伝わっていなかったために誤課税となってしまったものでございます。今後は林務水産課と税務課の連絡を密にしまして、お互いの事務分掌の中にきちんと規定するなど適正な事務処理を徹底しまして、このようなことが二度と起きないように再発防止と税務行政の信頼回復に努めてまいります。

また、以前に異議申し立てはなかったのかという御質問でございますが、なかったと聞いております。

還付金の支払先の詳細につきましては、個人情報保護の観点から保安林を保有する納税義務者 53 名とだけしかお答えできません、御理解のほどお願いを申し上げます。

続いて 34 ページ、J - A L E R T 設備工事実施設計委託料についてでございます。J - A L E R

Tの予算につきましては、平成21年度12月補正に工事費として260万円を計上し、3月補正で42万円を工事費に追加計上いたしております。合計で302万円の工事費は平成22年度に繰越明許されております。今回補正をお願いしておりますのは、繰り越した工事費の設計委託料でございます。消防庁のJ - A L E R T仕様が不確定であったために、市の防災行政無線システムとの接続方法などが確定できずに、平成21年度予算段階では設計費用の算出ができなかったものでございます。このたび消防庁の仕様がほぼ確定しましたので、設計委託料の補正をお願いしたものでございます。以上でございます。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） 23ページの19節の地域医療再来システムの御質問にお答えしたいと思います。現在、由利組合総合病院内で行われております再来受診機による受診などの受け付け業務を病院内と同様の機器を地域に設置いたしまして、診察券を使い、遠隔地で再来受け付けを行うものでございます。また、病院での再来受け付けは午前6時30分の開始であります。地域での受け付け開始時間は組合病院との協議の結果、病院内で早朝から長時間受け付けを待っている人の心情を考慮し、混雑を解消されると思われる約15分間おくらせた6時45分ごろの開始を予定してございます。

にかほ市の設置場所につきましては、市民の利便性、駐車場スペース、施設の開館時間、今後のセキュリティー管理などを考慮いたしまして、各地域に設置されております保健センターの事務室近辺にそれぞれ設置予定で、12月の開始に向けましてその準備等を組合病院と協議しておるところでございます。以上であります。

議長（佐藤文昭君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 最初、デジタル関係ですけれども、ときどき個別の相談を受け付けたりしてやっているようすけれども、今の話では、その地域単位に答弁されているわけです。個別にもどうなんだという相談、あるいは調査依頼などがあるかどうかという点についてお尋ねします。

それから、設置先の再来受け付けの関係で保健センター近辺ということで進めているようすけれども、旧3地域って言えばいいですか、仁賀保、金浦、象潟、この3つに一つずつということでいいのかどうか、その二つについてお尋ねします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、企画情報課長。

企画情報課長（齋藤均君） 今の地デジに関してお答えいたします。個別にもあるのかということですが、私どものほうにも相談がございます。それから、先ほど部長からの説明がありましたとおり、デジサポ秋田というものが開設されておりまして、こちらも地域を回りながら個別の相談を受け付けしております。その中で電波の受信状況がどうなのかということ調査しながら、お金のかかる話なものですから、1件、2件あるとすれば、その地域全体ではどうなのかといったところの調査を進めているというような状況でございます。

議長（佐藤文昭君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） 再来受付機の設置については、にかほ市では3カ所を予定しておりますが、各保健センターの事務室に近い、セキュリティーを考慮した考えでそれぞれ設置したい

というふうに考えてございます。

議長（佐藤文昭君） 次に、2番鈴木敏男議員。

2番（鈴木敏男君） ただいまの村上議員も質問がありましたけれども、私も同項目につきまして質問いたします。

2款2項23節償還金利子及び割引料665万7,000円についてでございます。さきの市長の市政報告にあったわけでございますが、固定資産税の納税義務者から問い合わせがあって、保安林にされている山林は非課税ではないのかというふうな問い合わせがあって調査した結果、昭和46年指定されていることが判明したと。そして、さらにほかのほうも調査したら54名、新聞には53名ということですが54名、筆数にして86筆あり、これを10年まで遡及し、利子相当額を加算して還付したいという報告がございました。このことについて以下の事項について質問をいたします。

この保安林とは地方税法第6条公益等による課税免除及び不均一課税に該当するのか、第1点にお伺いします。それから、これがそのにかほ市の税条例ではどの条項に該当するのか、あわせてお尋ねいたします。それから、こういうふうにして免除というようなこと、私初めて聞きましてけれども、このようにその免除されるようなものがまだ想定されるものがあるのかどうか、この点についてもお尋ねします。それから、この件について本税403万円、利息分105万円、トータルで508万円ですか、これを還付するというところでございましたが、補正では665万7,000円となっておりますので、この差額の157万円が何であったのかということをお尋ねします。それから最後に、この10年まで遡及したこの根拠はどこにあるのかということで、以上の質問をさせていただきます。

議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

総務部長（齋藤隆一君） 17ページの過年度過誤納金の還付についての御質問にお答えをいたします。

1点目の保安林が非課税となる条例根拠についてでございます。保安林が非課税となるのは地方税法第348条第2項第7号固定資産税の非課税の範囲によるものでございまして、保安林に係る土地には固定資産税を課することができないと規定されております。したがって、地方税法の第6条の非課税ではございません。

2点目のにかほ市税条例に保安林を非課税とする規定があるのかとお尋ねでございます。上位法である地方税法に非課税と規定しておりますので、二重の規定は必要ないことから市税条例には規定はございません。

3点目の非課税、あるいは免除とされる固定資産税についてでございます。地方税法第348条に該当し非課税となるものは、国・県・市町村、財産区、宗教法人、学校法人、福祉法人などが所有する固定資産税がございまして、また、地目では墓地、道路、用悪水路などがあります。地方税法第6条に該当し、にかほ市において免除しているものには工業振興条例や観光施設設置奨励に関する条例などに基づくものがございまして、固定資産税を免除いたしております。

4点目の保安林の誤課税に対する還付金以外の還付金についてでございます。法人市民税の還付が2件ございまして157万5,000円の還付金となっております。税額の確定によりまして予定納税されていた税額を還付するものでございます。

5点目の10年前まで遡及した根拠についてでございます。地方税法において5年前までしか遡及することができないのでございますが、にかほ市におきましては、にかほ市固定資産税等に係る過誤納金支払要綱を別に定めましてさらに5年、合わせまして10年前まで遡及し、利子相当額を加算し還付できるようにしているものでございます。以上でございます。

議長（佐藤文昭君） 2番鈴木敏男議員。

2番（鈴木敏男君） ありがとうございます。最後のこの10年について伺いますが、今、地方税法では遡及が5年というようなことで話がありましたけれども、そうすれば、これは上位法とはどうなっておりますか。地方税法で5年ということであれば、市の条例のほうもそっこの5年のほうに直すのが当然かと思いますが、その辺いかがでしょうか。

議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

総務部長（齋藤隆一君） 確かに地方税法では5年となっておりますが、各法律を見ますと、例えば市町村で別に定めるとか、市町村で定めればまた別の規定ができるといった、そういう規定もでございます。その関係でこの還付については、にかほ市で特別に要綱を定めまして還付することとしているものでございます。今回の保安林もそうですけれども、固定資産税の誤課税といえますのは、納税者の皆さんにはほとんど瑕疵がないものが多いでございます。それを法律の規定で5年前までしか返せませんよというのは、なかなか — 言いづらい部分もあるものですから、にかほ市としてはさらに5年で10年の遡及をしているものでございます。以上でございます。

議長（佐藤文昭君） 2番鈴木敏男議員。

2番（鈴木敏男君） その10年の根拠わかりました。当市に固定資産税等にかかわる過誤納金支払要綱、これを拝見させていただきましたので遡及年度につきましてもわかりましたが、この遡及年度、このただし書きに、原則として10年までとすると。ただし、納税者が所持する領収書等によって還付納金を明らかに算定できる場合は10年以前のものであっても返還するというようなことになっているので、そうすれば納税者のほうでこの10年ということで納得されているのかどうか、その辺をお伺いします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

総務部長（齋藤隆一君） なかなか納めたほうでは、なかなか納得しづらいものがあるかと思いますが、要綱そのものが10年となっておりますので、私どもでは皆さんにお願いして、納得してくださるようお願いするものでございます。領収書等のはっきりわかるものについては、私どもも実際に誤って納めた税額というのはわかるものですから、それはさかのぼって還付できるという具合にした要綱のつくり方になっています。ただ、納めた税額が幾らかというのはわからないような、けれども今回の保安林のようにして誤課税というのが明らかだというような場合には、とりあえず10年さかのぼって私どもで計算させていただいて還付させていただくということでございます。

議長（佐藤文昭君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第72号の質疑を終わります。

次に、議案第 73 号平成 22 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 2 号）についてから議案第 79 号平成 22 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 1 号）についてまで、計 7 件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第 73 号から議案第 79 号までの質疑を終わります。

次に、議案第 56 号及び議案第 57 号についての討論、採決を行います。

始めに、議案第 56 号にかほ市で顕彰を授与することについての討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議案第 56 号に対する討論を終わります。

これから議案第 56 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議案第 56 号にかほ市で顕彰を授与することについては原案のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号にかほ市で顕彰を授与することについての討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議案第 57 号に対する討論を終わります。

これから議案第 57 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議案第 57 号にかほ市で顕彰を授与することについては原案のとおり可決されました。

日程第 28、一般会計決算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第 6 条の規定により、議案第 62 号の審査のため、議長を除く 19 人をもって構成する一般会計決算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計決算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、年長議員から司会をお願いします。12 番村上次郎議員。

しばらく休憩します。

午後 1 時 24 分 休 憩



.....

## 一般会計決算特別委員会会議録

### 出席委員( 19 名 )

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐 々 木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐 々 木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	16 番	加 藤 照 美
17 番	池 田 好 隆	18 番	佐 藤 元
19 番	齋 藤 修 市		

.....

### 議会事務局職員

議会事務局長	細 矢 宗 良	班長兼副主幹	佐 藤 正 之
副主幹	佐 々 木 孝 人		

.....

### 説明員

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	渡 辺 徹	総 務 部 長	齋 藤 隆 一
市民福祉部長	木 内 利 雄	産 業 建 設 部 長	佐 藤 家 一
教 育 次 長	佐 藤 知 公	ガ ス 水 道 局 長	阿 部 誠 一
消 防 長	下 居 和 夫	会 計 管 理 者	森 鉄 也
総務部総務課長	阿 部 均	企 画 情 報 課 長	齋 藤 均
財 政 課 長	須 藤 金 悦	税 務 課 長	齋 藤 利 秀
選挙管理委員会事務局長	須 田 一 治	市 民 課 長	竹 内 規 悦
生 活 環 境 課 長	須 藤 正 彦	健 康 推 進 課 長	鈴 木 令
子育て長寿支援課長	齋 藤 美 枝 子	農 林 水 産 課 長	金 子 勇 一 郎
教育委員会総務課長	長 谷 山 良	社 会 教 育 課 長	齋 藤 栄 八

代表監査委員 佐藤 正行

午後1時25分 開会

年長委員（村上次郎君）にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計決算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することとします。

ただいま出席している委員は18人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。ただいまから一般会計決算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計決算特別委員会委員長に17番池田好隆委員を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、1番伊東温子委員を推薦します。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

年長委員（村上次郎君）異議なしと認めます。したがって、委員長には17番池田好隆委員を、副委員長には1番伊東温子委員が決定しました。

17番池田好隆委員、1番伊東温子委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知します。

これをもちまして私の職務を終わります。

暫時休憩します。

午前1時26分 休憩

午後1時27分 再開

【一般会計決算特別委員長（池田好隆君）が議事をとる】

一般会計決算特別委員長（池田好隆君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま委員長に指名されました池田です。

一般会計決算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計決算特別小委員会に改め、一般会計決算特別委員会に付託予定の議案第62号をそれぞれの一般会計決算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

一般会計決算特別委員長（池田好隆君）異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

以上で一般会計決算特別委員会を散会します。

午後1時28分 散 会

---

午後 1 時 28 分 再 開

議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 29、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第 6 条の規定により、議案第 72 号の審査のため、議長を除く 19 人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、年長議員から司会をお願いします。12 番村上次郎議員。

しばらく休憩します。

午後 1 時 29 分 休 憩

.....

## 一般会計予算特別委員会会議録

### 出席委員( 19 名 )

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐 々 木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐 々 木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	16 番	加 藤 照 美
17 番	池 田 好 隆	18 番	佐 藤 元
19 番	齋 藤 修 市		

.....

### 議会事務局職員

議会事務局長	細 矢 宗 良	班長兼副主幹	佐 藤 正 之
副 主 幹	佐 々 木 孝 人		

.....

### 説 明 員

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	渡 辺 徹	総 務 部 長	齋 藤 隆 一
市民福祉部長	木 内 利 雄	産 業 建 設 部 長	佐 藤 家 一
教 育 次 長	佐 藤 知 公	ガ ス 水 道 局 長	阿 部 誠 一
消 防 長	下 居 和 夫	会 計 管 理 者	森 鉄 也
総務部総務課長	阿 部 均	企 画 情 報 課 長	齋 藤 均
財 政 課 長	須 藤 金 悦	税 務 課 長	齋 藤 利 秀
選挙管理委員会事務局長	須 田 一 治	市 民 課 長	竹 内 規 悦
生 活 環 境 課 長	須 藤 正 彦	健 康 推 進 課 長	鈴 木 令
子育て長寿支援課長	齋 藤 美 枝 子	農 林 水 産 課 長	金 子 勇 一 郎
教育委員会総務課長	長 谷 山 良	社 会 教 育 課 長	齋 藤 栄 八

代表監査委員 佐藤 正 行

午後1時30分 開 会

年長委員（村上次郎君）にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することにいたします。

ただいま出席している委員は18人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計予算特別委員会委員長に17番池田好隆委員を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、19番齋藤修市委員を推薦します。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

年長委員（村上次郎君）異議なしと認めます。したがって、委員長には17番池田好隆委員、副委員長には19番齋藤修市委員が決定しました。

17番池田好隆委員、19番齋藤修市委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知します。

以上をもちまして私の職務を終了します。

暫時休憩します。

午後1時31分 休 憩

午後1時32分 再 開

【一般会計予算特別委員長（池田好隆君）が議事をとる】

一般会計予算特別委員長（池田好隆君）休憩前に引き続き会議を再開します。

委員長に指名された池田です。

一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計予算特別小委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第72号をそれぞれの一般会計予算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

一般会計決算特別委員長（池田好隆君）異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

以上で一般会計予算特別委員会を散会します。

午後 1 時 33 分 散 会

---

午後 1 時 34 分 再 開

議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 30、議案及び陳情の付託を議題とします。

ただいま議題となっています議案第 58 号から議案第 79 号までの 22 件は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計決算特別委員会並びに一般会計予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

次に、陳情第 8 号及び第 9 号について、議会運営委員長の報告を求めます。18 番佐藤元議員。

【議会運営委員長（18 番佐藤元君）登壇】

議会運営委員長（佐藤元君） それでは、9 月 7 日本会議終了後、議会運営委員会を開催いたしましたので報告いたします。

案件は、お手元に配付の陳情第 8 号、第 9 号についてです。この 2 件の陳情は 9 月 2 日に受け付けられております。申し合わせでは受理の期限は議会運営委員会開催日の午前 9 時とする。ただし、緊急を要するものについてはその限りとしなれておりますので、内容について検討をし、本定例会に上程すべきかどうかについて協議をいたしました。

その結果、現在の農業情勢を考えると、12 月定例会に送らず時宜をとらえ、本定例会で審査すべきとの結論に達しました。本日この陳情 2 件を追加して上程しておりますので、よろしくお願いたします。

議長（佐藤文昭君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。池田甚一議員。

15 番（池田甚一君） 陳情 9 号、この付託委員会を総務委員会にした理由をひとつお聞かせ願います。

議長（佐藤文昭君） 議会運営委員長。

議会運営委員長（佐藤元君） 付託先は、米価に対するほうは産業建設常任委員会、そして今、池田議員から言われたのは総務委員会ということにしましたけれども、特に意見はなかったわけですけれども、どちらかという、何か一時的な要素も含めているわけですけれども、しかし、やはりこの内容をよく見ますと、やはり総務のほうで審議をしてもらったほうがいいのではないかという考えに基づいたものであります。

議長（佐藤文昭君） 池田甚一議員。

15 番（池田甚一君） 税の制度に関する内容も幾らか含んでいるはずですがけれども、その第一次産業の最前線に立ってにかほ市の農林行政を審査する、あるいは農業、水産業、林業、これらの諸課題を審査するいわゆる委員会は、やはりこういうことについて常に先頭を切ってですねやはり勉強していただきたいと思いますので、何とかひとつ担当委員会、産業建設委員会ですか、そのほう

でも何とかひとつ審査はできないでしょうけれども勉強していただきたいという希望でございます。

議長（佐藤文昭君） 議会運営委員長。

議会運営委員長（佐藤元君） 池田議員の趣旨は十分承知いたしました。ただし、やはり税にかかわる問題も含んでいますので、ひとつ今回はそのような形で進めていきたいと思っておりますので、なお、今、池田議員から言われましたように、そのことはあわせて産業建設常任委員会のほうからもいろんな視点から見て勉強させていただきたいし、していただきたいと、こう思っております。

議長（佐藤文昭君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長に対する質疑を終わります。

ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、当初配付した陳情第7号に陳情第8号及び第9号を追加し、3件の陳情はお手元に配りました陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どうも大変御苦労さまでした。

午後1時39分 散 会